

# もくれんについて

障がいの有無・程度にかかわらず、生きづらさを持った誰もが、地域でその人らしい生活をつづけられるように、積極的に支援ネットワーク、相談業務を充実させるとともに、ご利用者の権利擁護（アドボカシー）をすすめます。すべての人に社会生活・活動への参加を促し、その人の持てる力・可能性を発揮して、生きがいを持って暮らしていただけるように適切な介護・援助・支援などのお手伝いをさせていただきます。

## 開所日・時間

月曜日～金曜日（祝日も開所しています）

利用時間／ 9:30 ~ 17:00

相談時間／ 9:00 ~ 17:30

## ご利用対象エリア

東住吉区・平野区・住吉区・松原市・藤井寺市

羽曳野市。その他の地区については相談に応じます。

## ご利用の流れ

1. まずはもくれんにご連絡ください。

2. 見学・説明を行います。

3. 利用希望の方は、試し通所開始（約1ヶ月）

4. 利用の意思を面談で確認します。

5. 障害福祉サービスの利用申請をします。

6. 利用契約を結びます。

7. 本通所開始。



社会福祉法人ふれあい共生会

〒546-0023

おおさかしひがしうみよしくやた  
大阪市東住吉区矢田3-16-8



## お問い合わせ先

住所：大阪市東住吉区住道矢田 1-24-25

電話：06-6706-8600

FAX：06-6706-8601

電子メール:shiday@karan.or.jp

WEB: <http://www.fuk-fureai.com/>



# もくれん就労form マスターード

## 就労移行支援

輝け「人間の尊厳」示そう「人の世に熱と光」





## 就労移行支援とは

一般就職を目指し、働くために必要なトレーニング（仕事面・体力面・対人コミュニケーション面）を行い、“働き続けること”を目指していく事業です。

(トレーニング期間は、最長2年間になります)

## 就労移行支援の流れ

### 就職準備期

- ご自身にとって「働くとは」の確立。
- トレーニングで仕事に必要なスキルを身につけていきます。

### 移行準備期

- 企業実習で働く練習をしていきます。
- 個々の目標にそった計画を実行します。

利用開始～2年間

## もぐれん就労 form の考え方

働くために、作業能力だけではなく、生活面や対人能力を高められる場を提供することで、企業で働き続けられる技術を身につけます。

契約終了

### アフターフォロー期

- 就職後も、安心して働けるようにサポートします。6か月以降はご希望を確認しながら就労定着支援に切り替えています。

6ヶ月間

## 就労移行の1日の流れ

- 9:30～9:50 朝礼  
9:50～12:00 作業・訓練  
12:00～13:00 昼休憩  
13:00～15:30 作業・訓練

※フルタイム希望の方は 17:00まで訓練が可能です。  
また、希望される働き方に合わせた調整が可能です。

### 活動費について

活動費（工賃）がでます。（金額は時期等により変動するため、スタッフにお尋ねください。）  
企業実習やスーツなど、働く準備資金としてお使いください。

### ご利用者対象者

働き続けることを目標としている障がいのある方  
障害福祉サービス訓練等給付に該当する方

### ご利用料

障害者総合支援法による負担額です。前年度の収入により、自己負担額に上限が設けられます。

### 就職先職種

事務職・小売業・軽作業  
介護補助職・清掃業・飲食業

### 支援内容

作業：自動販売機作業、清掃、軽作業

事務補助、パソコン

講座：マナー講座、企画会議、

運動プログラム

職場対人技能トレーニング（JST）

就職活動：求人検索、企業実習、履歴書作成

面接の同行、就職後のフォロー